

議案第 30 号

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年小松島市条例第 1 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。